

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|-------------------------------------|---------------------------|----------------|-------------|--|---|--------|---------|---|----------------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金交付要綱 | 原子力防災屋内退避施設管理費補助 | 66,944 | 危機管理 防災課 | 緊急時に即時避難が困難な住民等のために整備した屋内退避施設の管理費を補助する。 | 佐賀県原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱及び佐賀県原子力災害対策事業費補助金交付要綱により整備した施設の設定等の維持管理に必要な経費 | 市町等 | | 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金交付要綱 | 緊急時安全対策事業費補助 | 29,378 | 危機管理 防災課 | 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則に規定する事業を行う市町に対し、その経費を補助することにより、原子力防災対策の一層の充実、強化を図る。 | 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則第2条第8号に規定する事業等 | 市町 | | 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県地域防災力向上促進事業費補助金交付要綱 | 地域防災力強化事業費 | 1,782 | 危機管理 防災課 | 市町等が主体的に取り組まれている自主防災組織の結成促進や充実強化に資する、地域防災力向上のための活動費用等を支援する。 | 危険個所の把握や防災マップ作成、DIG・HAG、クロスロードなどの実施に係る経費や地区防災連絡会の開催経費等、自主防災組織の地域防災力強化に寄与する取組に必要な経費 | 市町等 | | 1/2 | 250千円/1市町等 | | ○ |
| 佐賀県消防団員確保対策事業補助金交付要綱 | 消防団員確保対策事業費 | 4,415 | 危機管理 防災課 | 市町が実施する消防団員確保対策事業に対し補助を行い、消防団員の確保と地域防災力の強化を図る。 | 消防団員確保対策に必要な経費 | 市町 | | 1/2 | 500千円/1市町 | | ○ |
| 佐賀県七色の島づくり事業費補助金交付要綱 | 離島振興基金造成費等補助 | 42,087 | さが創生推進課 | 各島が持つ自然環境、資源、歴史、伝統等の特性を生かし、離島住民の参画と創意工夫による離島地域の自立的発展を促進する。 | 唐津市が唐津市離島振興審議会の答申を受けて策定した計画に基づいて行う事業のために設置する基金の造成等に要する経費 | 唐津市 | | 1/2等 | | ○ | |
| さが未来アシスト事業費補助金交付要綱 | さが未来アシスト事業費補助 | 64,050 | さが創生推進課 | 地域に存在する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、活力で満たされた魅力ある佐賀県を将来につなげる。 | 「自発の地域づくり」の取組に要するソフト経費及び、ソフト事業の遂行上必要な限度で、施設整備費・備品購入等のハード経費 | 市町等 | | 1/2以内等 | 2,000千円等 | | ○ |
| 佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱 | 地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費 | 9,144 | さが創生推進課 | 地域における移動制約者等の移動手段について、地域がその地域にあった地域交通を作り上げていくにあたり、地域ごとのニーズに応じた支援を行うことで、真に必要なとされている地域交通の確保・改善を図る。 | 以下の①又は②の事業における初期費用への補助 ①AI運行システム等の新たな技術を導入する事業 ②地域自らデザインする移動手段確保の取組推進事業 <対象経費の例> ・AI運行システム等の導入経費 ・試験運行に必要な経費(車両リース費等) ・利用者アンケート・分析等に係る経費 ・乗降場所の環境整備に係る経費 ・時刻表等の情報発信に必要な広報費 ・車体の表示等に必要な経費 ・安全運転講習の受講費用 | 市町等 | | ①市町 1/2 ②市町 1/2 CSO等 2/3 | ①2,500千円 ②1,644千円 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|------------------------------|-------------------------|----------------|----------|---|--|--------------------------------|---------|--------------------------|---|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| さが暮らしスタート支援事業費補助金交付要綱 | さが暮らしスタート支援事業費補助 | 116,700 | さが創生推進課 | 人口移動による社会減を減らし、将来にわたって地域の活力を維持していくために、佐賀県外からのUJターンによる移住を促進し、地方の担い手不足の解消を図る。 | 佐賀県外に在住する59歳以下の者で、佐賀県へ移住し、地域の担い手要件を満たした者の転居に伴う経費。 | 市町 | | 3/4 (市町要件は1/2) | 単身:45万円 世帯:75万円 (市町要件:単身:30万、 世帯:50万) | | ○ |
| 佐賀県地方創生移住支援事業補助金交付要綱 | 移住支援事業費補助 | 63,036 | さが創生推進課 | 人口移動による社会減を減らし、将来にわたって地域の活力を維持していくために、東京圏からのUJターンによる移住を促進し、地方の担い手不足の解消を図る。 | 東京23区に居住若しくは通勤する者で佐賀県へ移住し、県が運営する就職情報サイトに掲載された求人企業に就職した者又は起業した者等の転居に伴う経費。 | 市町 | | 3/4 | 単身:45万円 世帯:75万円 (18歳未満世帯員加算:1 人当たり75万) | ○ | |
| 佐賀県駅を活用した地域活性化サポート事業費補助金交付要綱 | 駅を活用した地域活性化サポート事業費 | 10,850 | さが創生推進課 | 市町及び地域づくり団体による無人駅の駅舎を活用した自発の地域づくりの取組及び安心・安全な駅づくりを支援することで、駅及び駅周辺の活性化を図る。 | ・駅業務を行う人員(駅務員、巡回員、観光案内員)に係る人件費 ・駅舎の使用にかかる使用料・賃借料 ・駅舎を活用したイベントの開催に要する委託料、消耗品費等 ・初期経費(備品・設備費、広報費等)等 | 市町 | | 1/2 | 2,000千円 | | ○ |
| KATAラボチャレンジ補助金(仮称) | むしろこれから鹿島・太良プロジェクト推進事業費 | 4,500 | さが創生推進課 | 鹿島市及び太良町の豊かな自然や食、歴史・文化・伝統などの地域資源を活かした自発の地域づくりのうち、地域の人との交流や日常をゆっくり体感できるスローツーリズムの実現に向けた取組に支援を行い、国内外から多くの人を呼び込み何度でも行きたくなくなるようなエリアを創出する | スローツーリズムの実現に向けた自発の地域づくりの取組に要するソフト経費及び、ソフト事業の遂行上必要な限度で、施設整備費・備品購入等のハード経費 | 鹿島市・太良町等 | | 1/2 | 1,500千円 | | ○ |
| 佐賀県創造的プラットフォーム形成事業費助成金交付要綱 | 創造的プラットフォーム形成事業費 | 5,000 | 国際政策グループ | クリエイティブな人材が集積するプラットフォームの形成を推進することにより、世界に発信できる魅力的な地域づくりを行う。 | クリエイターレジデンスの企画運営及び情報発信や交流にかかる経費 | 有田町 | | 1/2 | 500万円 | | ○ |
| 長崎本線沿線地域振興事業費補助金交付要綱 | 長崎本線沿線地域振興事業費 | 2,000 | 交通政策課 | 長崎本線沿線地域の振興を図る。 | 駅及びその周辺を地域で活用するための環境整備と施設整備に係る費用等 | 鹿島市、江北町、白石町、太良町及び当該地域内で活動を行う団体 | | ・駅舎を活用した取組:自治体1/2、その他2/3 | 100万円 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--|------------------|----------------|---------------------------------|--|--|-------------------|---------|-----------------------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県特定離島航路補助金交付要綱 | 離島航路運営費補助 | 118,252 | 交通政策課 | 本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保する。 | 経常費用と経常収益との差額(国庫補助額を除く) | 唐津市 | 事業者 | 3/4以内 | | | ○ |
| 佐賀県離島航路補助金交付要綱 | 離島航路運営費補助 | 62,654 | 交通政策課 | 本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保する。 | 経常費用と経常収益との差額 | 唐津市 | 事業者 | 3/4以内 | | | ○ |
| SAGA2024市町運営費補助金交付要綱(仮称) | SAGA2024市町運営費補助 | 2,476,329 | SAGA2024総務連携チーム | 市町が実行するSAGA2024国民スポーツ大会の競技会等の円滑な準備・運営を図る。 | ①正式・特別競技運営に係る経費 ②デモンストレーションスポーツ運営にかかる経費 ③おもてなし実施事業に係る経費 ④炬火・配火イベント実施に係る経費 | 市町 | | ④以外: 2/3 ④のみ 10/10 | | | ○ |
| SAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費及び競技別リハーサル大会運営経費補助金交付要綱 | SAGA2024市町準備経費補助 | 207,415 | SAGA2024企画広報チーム、SAGA2024競技運営チーム | 国体から国スポに変わる最初の大会として、スポーツのすばらしさを追求した、新しい大会の実現及び円滑な開催準備・運営等の推進を図る | ①新しい大会の実現に向けた取組に係る経費 ②競技別リハーサル大会の運営に係る経費 | 市町 | | ①1/2~ 2/3以内 ②1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱 | サイクルツーリズム推進事業費 | 7,000 | 観光課 | サイクルツーリズムを推進するにあたり、スポーツバイク等のレンタサイクルを活用した商品造成及びイベントを実施する事業者に対し補助を行い、県内の観光振興を促進する。 | ・レンタサイクル(スポーツバイク)等の導入費用 ・旅行商品造成にあたり発生する費用 ・イベント実施に際し発生する費用 | 市町等 | | 2/3 | | ○ | |
| さがすたいる推進支援事業費補助金交付要綱 | 想いつながるさがすたいる事業費 | 5,000 | 県民協働課 | 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めるために補助事業者が実施する取組に対して支援を行うことにより、人にやさしい地域の創出を図ることを目的とする。 | 補助事業者が県内で実施する「さがすたいる」を広める①~③の取組に要する経費(補助事業者が雇用する者以外の講師等に対する報償費・旅費・食糧費・保険料、需用費、役務費、委託料等。) ①県民を対象に様々な当事者との交流や相互理解を図る出前講座等の実施に要する経費 ②県内の店舗等を対象に人にやさしい施設やサポートに関するゼミ等の実施に要する経費 ③交流イベントの運営ボランティア等を対象とした接遇研修や、手話・要約筆記等の合理的配慮、ワークショップ等の企画・運営等に要する経費 | 佐賀県内の市町、CSO、民間事業者 | | 1/2以内 | 1,000千円 | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|-----------------------------|----------------------------------|----------------|---------------|---|---|------------|---------|------------------------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費 学校経営改善充実事業費 | 33,563 | まなび課 教育振興課 | ①地域と学校の連携・協働体制の構築等 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討する推進・運営委員会の設置、研修・視察等を実施し、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進を図る。 ②地域学校協働活動の実施等 地域学校協働活動を通して、地域の人々の学習の成果を活かす機会の拡大や子供たちの多様な学習機会の充実に寄与するとともに、学校と地域の連携協力を強化し、地域社会全体で子供たちを育む環境づくりを推進する。 | ①推進・運営委員会、研修、先進新地視察実施の経費 (報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料) ②活動実施に係る経費(人件費、消耗品費等) (報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費) | 市町 | | 2/3 | | ○ | |
| 佐賀県地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 | 隣保館運営費補助 | 30,444 | 人権・同和 対策課 | 地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、生活上の課題や様々な人権問題の速やかな解決に資する。 | 隣保館の運営のために必要な従事職員の報酬、給料、職員手当及び共済費並びに賃金、報償費、旅費、需用費、役務費(保険料を除く。)、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 | 市町 | | 3/4 | | ○ | |
| 佐賀県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金交付要綱 | 消費者行政推進事業費 | 5,570 | くらしの 安全安心課 | 国が取り組む重要な消費者施策の推進に積極的に取り組む市町の支援 | ①国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のための事業に必要な経費 ②消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業に必要な経費 | 市町 | | ①1/2又は1/3 ②定額 | | ○ | |
| 佐賀県消費・安全対策交付金交付等要綱 | 食育・食品ロス削減推進事業費補助 | 1,400 | くらしの 安全安心課 | 地域での食育の推進 ・食文化の保護・継承のための取組支援 ・食育推進リーダーの育成及び活動の促進 ・食育推進検討会の開催 | 講師謝金・旅費、賃金、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費、食材費(調理体験の教材、展示及び試食用) | 市町 | | 1/2以内 | | ○ | |
| 佐賀県広報・調査等交付金交付要綱 | 原子力広報安全等対策費 | 24,048 | 原子力安全対策 課 | 対象市町が実施する、原子力発電所周辺地域住民等に対する知識の普及等の業務の費用を交付する。 | 調査費 一般事務費 | 玄海町 唐津市 | | 定額(玄海町 15,750千円、唐津市 8,298千円) | | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--|--------------------|----------------|----------|--|---|--------|---|--|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県不法投棄防止対策等支援事業費補助金交付要綱 | 産業廃棄物適正処理促進事業費 | 8,750 | 循環型社会推進課 | 県内における不法投棄及び不適正処理の防止を図るため、市町と、地元自治会・町内会、ボランティア団体、事業者などが協議会等を組織し、連携・協力して行う不法投棄防止対策事業に補助する。 | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄物撤去事業に要する経費(廃棄物の分別費、運搬費、処理費等) 不法投棄監視事業に要する経費(監視カメラの設置、パトロールの委託等) 地域住民等活動支援事業に要する経費(交通費、需用費等) 啓発事業に要する経費(ポスター、チラシの作成費、看板の設置費等) その他協議会等に要する経費 | 市町 | 協議会等 | 全額 | 1協議会等当たり1,250千円 | | ○ |
| 佐賀県民生委員・児童委員活動費等交付金取扱要綱 | 民生委員活動費及び民生委員協議会費 | 160,789 | 社会福祉課 | 民生委員・児童委員活動の推進及び民生委員協議会の円滑適正な運営を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員活動費 ②民生委員会長活動費 ③地区民生委員協議会運営費 ④地区民生委員協議会活動推進費 | 市町 | 民生委員協議会(一部) | 積算による額 | | | ○ |
| 佐賀県遺家族等援護事務市町交付金交付要綱 | 戦没者遺族援護等事務費 | 100 | 社会福祉課 | 市町が行う遺家族等援護事務に係る負担を財政面から助成するため。 | 遺家族等援護事務に関する事務のうち市町が行う事務に係る経費 | 市町 | | 10/10 | 知事が必要と認めた額 | ○ | |
| 佐賀県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 | 重層的支援体制整備事業費 | 12,625 | 社会福祉課 | 市町において、重層的支援体制整備事業が適正かつ円滑に行われるよう支援する。 | 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に係る事業費 | 市町 | | 1/4 | | | ○ |
| 佐賀県介護保険低所得利用者助成事業費補助金交付要綱 | 低所得者利用者助成事業費 | 25,293 | 長寿社会課 | 低所得者の介護保険サービスにかかる利用者負担を軽減する。 | 低所得者に対する介護保険サービス利用者負担軽減制度事業に要する経費 | 市町 | 介護サービス事業者 | 3/4 | 知事が必要と認めた額 | ○ | |
| 佐賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱 | 老人クラブ活動費補助 | 20,564 | 長寿社会課 | <ul style="list-style-type: none"> ①市町の老人クラブが実施する健康づくり事業等の活動費に助成することにより、高齢者の福祉の増進を図る。 ②老人クラブが、市町へ報告する書類の作成にかかる悩み解決のため、書類作成の代行や助言指導を行うための経費を補助する。 | <ul style="list-style-type: none"> ①市町が老人クラブ及び市町老人クラブ連合会に対して行う活動費補助に要する経費 ②市町が老人クラブに対して書類作成の代行や助言指導を行うための委託費、報償費、旅費等に要する経費 | 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ①老人クラブ及び市町老人クラブ連合会 ②市町 | <ul style="list-style-type: none"> ①2/3 ②10/10 | 知事が定めた認めた額 | ○ | |
| 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱 | 重度心身障害者医療助成費補助 | 726,502 | 障害福祉課 | 重度心身障害者の医療費等の自己負担額を助成することにより、これらの者の生活の安定と福祉の増進を図る。 | 重度心身障害者の医療費で市町が助成する額 | 市町 | 個人 | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業(介護者レスバイト支援事業)費補助金交付要綱 | 重度障害者地域生活重点支援事業費補助 | 6,288 | 障害福祉課 | 医療的ケアが必要な障害児(者)を受け入れた日中一時支援事業所及び短期入所事業所(医療機関で実施するものを除く)並びに重度障害者グループホームに対し、受け入れに応じ運営経費の助成を行う。 | 日中一時支援事業所及び短期入所事業所(医療機関で実施するものを除く)、重度障害者グループホームにおいて、医療的ケアが必要な障害者を受け入れ、医療機関等と連携して、職員体制を整備のうえ、医療的ケアを提供した場合に運営費の助成(加算)を行う。 | 市町 | 障害福祉サービス提供事業者 | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県地域生活支援事業費等補助金交付要綱 | 市町地域生活支援事業費補助 | 80,655 | 障害福祉課 | 市町が行う地域生活支援事業を補助する。 | 地域生活支援事業の実施に要する経費 | 市町 | | 1/4 | | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|---------------------------|--------------------|----------------|---------|--|--|--------|--|-----------------------------|--|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 地域自殺対策強化交付金交付要綱 | 地域自殺対策強化事業費 | 6,095 | 障害福祉課 | 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の強化を図るため、自殺予防活動を行う市町に補助する。 | 自殺対策事業に必要な経費 | 市町 | | 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱 | 軽度・中度難聴児補聴器購入費補助 | 1,830 | 障害福祉課 | 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度難聴児(片耳30dB以上)に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・更新・修理費用(FM補聴器も含む)や人工内耳体外機の更新費用の一部を助成し、もって軽度・中度難聴児の福祉の増進を図る。 | 補聴器の購入・更新・修理費用(FM補聴器も含む)や人工内耳体外機の更新費用 | 市町 | 個人 18歳以下の軽度・ 中度難聴児(片耳 30dB以上) | 1/3 | | | ○ |
| 佐賀県地域障害児支援体制強化事業費等補助金交付要綱 | 市町地域障害児支援体制強化事業費補助 | 2,978 | 障害福祉課 | 市町が行う地域障害児支援体制強化事業を補助する。 | 地域障害児支援体制強化事業の実施に要する経費 | 市町 | | 1/4 | | | ○ |
| 佐賀県へき地診療所運営費補助金交付要綱 | へき地診療所運営費補助 | 67,200 | 医務課 | へき地診療所の適正な運営を図り、もって地域住民の医療を確保する。 | へき地診療所運営に必要な経費 | 市町 | | 2/3 | 基準額と、第3欄の対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方 | ○ | |
| 佐賀県健康増進事業費補助金交付要綱 | 健康増進事業費補助 | 26,631 | 健康福祉政策課 | 壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓疾患等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、住民の健康増進に資することを目的とする。 | 健康増進法に基づき、市町が実施する健康増進事業に係る経費 【健康増進事業費内訳】 ①健康教育費 ②健康相談費 ③健康診査費 (肝炎ウイルス検診費含む) ④肝炎ウイルス検診自己負担相当額 ⑤訪問指導費 | 市町 | | ④以外: 2/3 ④のみ 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県離島等口腔保健推進事業費補助金交付要綱 | 離島等口腔保健推進事業費補助 | 701 | 健康福祉政策課 | 唐津市が実施する離島口腔保健推進事業のうち巡回診療設備等の維持管理費を補助することにより、離島における歯科保健医療の安定供給を目的とする。 | 歯科診療車、診療機材等の使用に係る経費 | 唐津市 | | 10/10 | 701 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|------------------------------|----------------|----------------|---------|---|---|--------|--------------------|---------------|---|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県風しん予防接種事業費補助金交付要綱 | 風しん予防接種事業費補助 | 6,401 | 健康福祉政策課 | 妊娠を希望する者や妊婦の同居者の風しん予防接種を促進することで、妊婦の風しん感染リスクを下げ、先天性風しん症候群の発生を予防し安心して妊娠・出産できる環境の整備することを目的とする。 | 県内に住所を有する女性のうち、抗体価の低い妊娠を希望する者等の風しんの予防接種に係る経費 | 市町 | | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県予防接種再接種助成事業費補助金交付要綱 | 予防接種再接種事業費補助 | 491 | 健康福祉政策課 | 造血細胞移植後の予防接種の再接種を実施する場合の費用を助成することにより、被接種者(保護者)の経済的負担の軽減及び感染症の発生及びまん延防止を図ることを目的とする。 | 定期予防接種で得た免疫が造血細胞移植によって減衰又は消失した子どもの予防接種再接種に係る経費 | 市町 | | 10/10 | | | ○ |
| 佐賀県骨髄等移植支援事業費補助金交付要綱 | 骨髄等移植支援事業費 | 1,400 | 健康福祉政策課 | 骨髄又は末梢血幹細胞の提供に係る経済的・心理的負担の軽減を図り、骨髄等移植の円滑な実現に資することを目的とする。 | 県内に住所があるドナーが骨髄等の提供に要した日に対して行う助成に要した費用 | 市町 | | 1/2 | 70千円/件 | | ○ |
| 佐賀県アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱 | アピアランスケア支援事業費 | 4,030 | 健康福祉政策課 | がんになっても安心して暮らせる社会の構築に向け、がん治療と就労、社会参加等との両立及び補正具等の購入に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 | がん治療に伴う、外見の変化に対する医療用補正具等の購入にかかる費用 | 市町 | | 1/2 | 10千円/件 | | ○ |
| 佐賀県特別支援学校放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱 | 放課後児童健全育成事業費補助 | 42,268 | こども未来課 | 市町が実施する特別支援学校の放課後児童クラブ事業に対し補助を行い、放課後児童の健全育成を図る。 | 特別支援学校の放課後児童クラブの運営に要する経費(飲食物費を除く) | 市町 | | 1/2 | 要綱に定める基準額を基に算出した額の1/2 | | ○ |
| 佐賀県市町次世代育成支援事業費補助金交付要綱 | 保育対策等促進事業費補助 | 2,286 | こども未来課 | 市町が地域の実情に応じて実施する次世代育成支援事業に対し補助を行い、安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援する。 | 事業に必要な経費(取り組む事業により異なる) ①地域子ども遊ばせ、親子交流させ、子育て相談事業:事業に必要な報酬、共済費(社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、その他)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費※報酬及び共済費(社会保険料)は、当該事業専任の職員を配置する場合のみ対象 ②地域子育て相互支援事業:事業に必要な経費等 | 市町 | | 1/2 | 以下の区分により基準額の1/2が補助限度額 基準額①地域子ども遊ばせ、親子交流させ、子育て相談事業:1事業所につき月128時間以上開設 2,260千円、月64時間以上開設 1,130千円、月32時間以上開設 519千円 ②地域子育て相互支援事業:1市町につき1,600千円等 | | ○ |
| 佐賀県特別支援保育事業補助金交付要綱 | 特別支援保育事業費補助 | 672 | こども未来課 | 施設を問わず、障害児が適切な保育を受けられることができる環境づくりを支援する。 | 認可外保育施設における障害児保育のための人件費及び保育材料費 | 市町 | 認可外保育施設(佐賀県認証保育施設) | 1/2 | 以下の区分により基準額の1/2が補助限度額 基準額①特別児童扶養手当の支給対象児を受け入れ 月額 74,140円/人 ②上記以外の障害児を受け入れ 月額 37,820円/人 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--------------------------|----------------------|----------------|--------|---|--|--------|---------------------|---------------|--|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | 地域子ども・子育て支援事業費補助 | 1,251,820 | こども未来課 | 子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費を補助することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。 | 以下の事業に必要な経費 1. 利用者支援事業 2. 延長保育事業 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5. 放課後児童健全育成事業 6. 地域子育て支援拠点事業 7. 一時預かり事業 8. 病児保育事業 9. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 市町 | 市町が適当と認められた者 | 1/3等 | 要綱に定める基準額 | | ○ |
| 認可外保育施設等健康・安全対策事業補助金交付要綱 | 認可外保育施設等健康・安全対策事業費補助 | 688 | こども未来課 | 県内の認可外保育施設及び宗教法人又は個人立の幼稚園の児童及び職員の健康に係る処遇水準の確保・向上や安全な保育環境を推進する。 | 児童・職員の健康診断費、傷害保険費、安全対策設備整備費 | 市町 | 認可外保育施設等(佐賀県認証保育施設) | 1/2 | 児童健康診断費3千円 職員健康診断費6.4千円 傷害保険費4千円 安全対策設備費100千円 | | ○ |
| 佐賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 保育対策等促進事業費補助 | 586,949 | こども未来課 | 1. 認可外保育施設職員への衛生・安全対策などの推進を図る。 2. 保育士の業務負担を軽減して保育士の離職防止を図るため保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。 3. 保育士の負担軽減や保育士の就業継続及び離職防止をはかるための保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。 4. 保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、看護師等の配置等市町が必要となる費用の一部を補助する。 5. 認可外保育施設へ新型コロナウイルス感染症の対策徹底のための備品購入等の費用を一部補助する。 6. 認可保育所等への移行を希望する施設に対し、運営に要する費用の一部を補助 7. 保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等の費用の一部について補助金を交付する。 8. 保育環境の向上を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う。 9. 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う。 | 以下の事業に必要な経費 1. 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 2. 保育補助者雇上強化事業 3. 保育体制強化事業 4. 医療的ケア児保育支援事業 5. 保育環境改善等事業 6. 認可化移行運営費支援事業 7. 障害児受入促進事業 8. 保育環境向上等事業 9. 感染症対策のための改修整備等事業 | 市町等 | 市町が適当と認められた者 | 7/8等 | 要綱に定める基準額の7/8等 | | ○ |
| 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 | 地域少子化対策重点推進事業費補助 | 31,857 | こども未来課 | 地域における少子化対策の強化を図るため市町に対し、補助を行う。 | ①地域少子化対策重点推進事業 諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 ②結婚新生活支援事業 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用 | 市町 | 市町が適当と認められた者 | 2/3 | ①1市町につき、22,500千円 ②1世帯当たりの交付額: 600千円または300千円 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|----------------------------------|-----------------------|----------------|--------|--|---|--------|---------------------|----------------|---|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県保育所等給食費支援事業費補助金 | 学校給食費等支援事業費補助 | 164,407 | こども未来課 | コロナ禍において物価が高騰する中、子育て世帯の負担増を回避し、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施を確保する。 | 給食の提供に係る食材料費 | 市町 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業所 | 1/2等 | 7,500円(※)×12月×園児数×18% ※副食のみ提供する施設については4,500円 | ○ | |
| 佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱 | 子どもの医療費助成事業費 | 885,194 | こども家庭課 | 子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、疾病の重篤化を防ぎ、子どもを持つ世帯の経済的負担の軽減を図る。 | ・就学前までの子どもの医療費 ・上記医療費の審査支払事務費 ・国保会計助成金 | 市町 | | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱 | ひとり親家庭等医療助成費 | 222,366 | こども家庭課 | ひとり親家庭等に対し医療費の自己負担額を助成し生活の安定と福祉の向上を図る。 | 母子家庭の母、父子家庭の父若しくはその者が監護する児童、父母のない児童に係る医療費の一部負担金 | 市町 | | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱 | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費 | 1,502 | こども家庭課 | 他の福祉施策の対象とならない小児慢性特定疾病児童等の日常生活を支援し、患者やその家族の生活の質の向上を図る。 | 特殊寝台等の日常生活用具(18品目) | 市町 | | 市 1/2 町 3/4 | | ○ | |
| 佐賀県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | 児童虐待防止市町支援事業費補助 | 17,435 | こども家庭課 | 児童虐待防止に向けた事業(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業及び子育て世帯訪問支援事業)を実施する市町に対し補助を行うことによりその取組を支援する。 | 左記事業に必要な経費 | 市町 | | 1/3 | 要綱に定める基準額の1/3 | | ○ |
| 佐賀県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | 子育て短期支援事業費補助 | 5,538 | こども家庭課 | 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を実施する市町に対し補助を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 | 左記事業に必要な経費 | 市町 | | 1/3 | 要綱に定める基準額の1/3 | | ○ |
| 佐賀県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱 | 利用者支援事業(母子保健型)費補助 | 14,471 594 | こども家庭課 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するとともに、妊産婦等への支援体制の構築を図る。 | 左記事業に必要な経費 | 市町 | | 1/6 | 要綱に定める基準額の1/6 | ○ | |
| 佐賀県身元保証人確保対策事業費補助金交付要綱 | 児童養護施設等入所児童自立支援事業費 | 66 | こども家庭課 | 母子生活支援施設を退所する女性が就職又は住居を賃貸する際に、施設長等が損害保険に加入する費用を負担する市町に補助することにより、身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図る。 | 左記事業に必要な役務費(保険料) | 市町 | | 3/4 | 要綱に定める基準額の3/4 | ○ | |
| 佐賀県出産・子育て応援事業費補助金 | 出産・子育て応援交付金事業費補助 | 113,739 | こども家庭課 | 妊産婦に対する市町による伴走型の相談支援の充実と経済的支援を合わせて実施することで、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する。 | 左記事業に必要な経費 | 市町 | | 1/6 | 要綱に定める基準額の1/6 | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|-------------------------------------|-------------------------|----------------|----------|--|--|--------|-------------------------------------|---------------|--|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営費補助金交付要綱(仮称) | 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営費補助 | 5,226 | こども家庭課 | 母子保健分野・児童福祉分野を一体的に支援するこども家庭センターの運営費の一部を補助する。 | 左記事業に必要な経費 | 市町 | | 1/6 | 要綱に定める基準額の1/6 | ○ | |
| 佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱 | 地域商業活性化支援事業費補助 | 10,000 | 産業政策課 | 地域商業の魅力を生かして活性化を図るソフト事業や日常の買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対し、円滑な商品購入機会を確保することを目的として実施する事業に対し、市町を通じて支援を行うことで、地域商業の活性化を図る。 | <p>〔チャレンジショップ設置事業〕 賃借料(建物、設備)、専門家謝金、専門家旅費、会場借上費、会場設営費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費、広告宣伝費、機器使用料、印刷費、委託費、設備工事費、その他(事業の遂行上、特に認められるもの)</p> <p>〔コミュニティ施設等設置事業〕 賃借料(建物、設備)、専門家謝金、専門家旅費、会場借上費、会場設営費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費、広告宣伝費、機器使用料、印刷費、委託費、その他(事業の遂行上、特に認められるもの)</p> <p>〔地域商業魅力創造事業〕 専門家謝金、専門家旅費、会場借上費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費、広告宣伝費、機器借上・借損料、印刷費、委託費、その他(事業の遂行上、特に認められるもの)</p> <p>〔買い物弱者対策事業〕 委託費、講師謝金、講師旅費、会場借上費、機器使用料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、消耗品費、雑役務費、備品費、車両購入費・改造費、店舗内装・設備工事費、その他(事業の遂行上、特に認められるもの)</p> | 市町 | 市町、商業者グループ、商工会議所・商工会、まちづくり団体、商店街組合等 | 1/2以内 | <p>〔チャレンジショップ設置事業〕 500千円/施設</p> <p>〔コミュニティ施設等設置事業〕 500千円/施設</p> <p>〔地域商業魅力創造事業〕 3年間の限度額を1,000千円とする。</p> <p>〔買い物弱者対策事業〕 3年間の限度額を1,000千円とする。</p> | | ○ |
| 佐賀県電源立地地域対策補助金交付要綱 | 電源立地特別交付金 | 325,956 | ものづくり産業課 | 企業導入・産業活性化事業、福祉対策事業、公共用施設整備、地域活性化事業等の支援により電源地域の振興を図る。 | 企業導入・産業活性化事業、福祉対策事業、公共用施設整備、地域活性化事業等に必要な経費 | 市町 | | 10/10 | | ○ | |
| さが創生オフィススペース創出事業費補助金交付要綱 | さが創生企業誘致環境整備事業費 | 7,602 | 企業立地課 | オフィススペース創出の取組を支援し、事務系企業の誘致を促進する。 | <p>①拠点オフィス創出事業 オフィススペースの空室により市町が負担することとなる賃貸料相当額</p> <p>②既設物件オフィス創出事業 オフィススペースの空室により市町が負担することとなる賃貸料相当額(市町の所有物件である場合を除く。)</p> <p>③既設物件改修事業 誘致活動にあたり必要とするオフィス環境整備のため市町が行う既設物件オフィスの改修に要する経費</p> | 市町 | | 1/2以内 | | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--------------------------------------|--------------------|----------------|--------|---|--|----------|-------------|---------------|--|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱 | 農業経営基盤強化資金利子補給 | 323 | 生産者支援課 | 農業経営改善計画の認定を受けた農業者が、その計画達成に必要な長期資金を借り入れた場合に金利負担の軽減を図る。 | 市町の利子助成に要する経費 | 市町 | 農業者 | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県農業災害等対策特別資金利子補給等補助金交付要綱 | 農業災害等対策特別資金利子補給 | 142 | 生産者支援課 | 自然災害等により被害を受けた農業者等に低利の資金を迅速に融資し、農業経営の再建を図る。 | 市町の利子助成に要する経費 | 市町 | 融資機関又は農業者等 | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県林業災害等対策特別資金利子補給等補助金交付要綱 | 林業災害等対策特別資金利子補給 | 18 | 生産者支援課 | 自然災害により被害を受けた林業者等に低利の資金を迅速に融資し、林業経営の再建を図る。 | 市町の利子助成に要する経費 | 市町 | 融資機関又は林業者等 | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県漁業被害対策特別資金(令和4年度漁業被害対策)利子補給補助交付要綱 | 漁業被害対策特別資金利子補給 | 1,739 | 生産者支援課 | 令和4年度における有明地区の漁業被害対策を受けた漁業者が特別資金を借り入れる場合に利子補給措置を講じ、漁業経営の安定を図る。 | 市町の利子助成に要する経費 | 市町 | 融資機関又は漁業者等 | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県漁業災害等対策特別資金利子補給等補助金交付要綱 | 漁業災害等対策特別資金利子補給 | 35 | 生産者支援課 | 自然災害により被害を受けた漁業者等に低利の資金を迅速に融資し、漁業経営の再建を図る。 | 市町の利子助成に要する経費 | 市町 | 融資機関又は漁業者等 | 1/2以内 | | | ○ |
| 農の担い手確保・育成推進事業費補助金交付要綱 | 園芸888担い手確保・育成推進事業費 | 5,634 | 農業経営課 | 産地が取り組む新規就農者の確保・育成に要する経費に対する補助を行う。 | 市町や農協、生産部会が構成する団体又は市町、農協、生産部会が担い手の育成に向け、地域における新規就農者の支援体制を整備し、就農希望者の募集から研修、就農後のフォローアップ活動やコーディネーターの設置等に要する経費 | 市町、生産部会等 | 市町、農協、生産部会等 | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱 | 農業次世代人材投資事業費 | 86,898 | 農業経営課 | 経営開始直後の新規就農者に対し、市町が農業次世代人材投資資金〔経営開始型〕を交付することにより、新規就農者の経営の安定を図る。 | 経営開始直後の新規就農者の経営確立に要する経費 | 市町 | 新規就農者 | 10/10以内 | 【令和2年度までの採択者】 交付期間1年につき1人あたり1,500千円、夫婦の場合は、2,250千円/組。 経営開始2年目以降は、前年の所得に応じて交付金額が算定。 【令和3年度採択者】 経営開始1～3年目は1,500千円/年、4～5年目は1,200千円/年。 | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--------------------------|------------------|----------------|-------|--|---|---------|----------------------------|---------------|---|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県新規就農者経営発展支援事業費補助金交付要綱 | 新規就農者経営発展支援事業費 | 100,209 | 農業経営課 | 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展を図る新規就農者に対し、機械・設備投資等を支援する。 | 機械・設備の導入、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、リース料の支援 | 市町 | 新規就農者 | 国1/2、 県1/4 | 補助対象事業費上限 1,000万円 ※1 経営開始資金の交付対象者は同500万円 ※2 夫婦で共同経営する場合は同1,500万円(経営開始資金の交付対象者の場合は同750万円) ※3 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合は次のいずれか低い額 ①2,000万円、②経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円(夫婦を含む場合は当該夫婦について※2の額)として合算した額 | ○ | |
| 佐賀県経営開始資金交付要綱 | 就農準備資金・経営開始資金事業費 | 157,692 | 農業経営課 | 経営開始直後の新規就農者に対し、市町が経営開始資金を交付することにより、新規就農者の経営の安定を図る。 | 経営開始直後の新規就農者の経営確立に要する経費 | 市町 | 新規就農者 | 10/10以内 | 交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき150万円) | ○ | |
| 佐賀県農業委員会交付金等交付要綱 | 農業委員会等活動促進費 | 60,608 | 農業経営課 | 県内の農業委員会の活動を促進し、農地利用の最適化を図る。 | 農業委員会法に基づき各市町農業委員会が実施する事務に対する経費 | 市町農業委員会 | | 10/10以内 | | ○ | |
| 佐賀県農業委員会交付金等交付要綱 | 農業委員会等活動促進費 | 132,095 | 農業経営課 | 県内の農業委員会の活動を促進し、農地利用の最適化を図る。 | 農業委員、農地利用最適化推進委員が実施する農地利用の最適化のための活動経費 | 市町農業委員会 | | 10/10以内 | | ○ | |
| 佐賀県農業委員会交付金等交付要綱 | 農業委員会等活動促進費 | 15,092 | 農業経営課 | 県内の農業委員会の活動を促進し、農地利用の最適化を図る。 | 各市町農業委員会等が農地法等に基づく事務を適正に実施するために必要な経費であり、農地中間管理機構へ農地を集積実行するために必要な経費 | 市町農業委員会 | | 10/10以内 | | ○ | |
| 佐賀県農業構造改革支援事業費補助金交付要綱 | 農業構造改革支援事業費 | 55,200 | 農業経営課 | 農業従事者が減少する中、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、大規模経営農家や集落営農法人など多様な担い手への農地集積を加速化する。 | ・機構が行う農地中間管理事業の推進等に必要経費(機構が借り受けた農用地等賃料及び安全管理に要する経費、機構の運営及び業務委託等に必要経費) ・市町が行う協力金の交付に要する経費 | 市町 | 地域、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人 | 10/10 | | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|------------------------------|--------------------|----------------|-------|--|--|-------------|----------------------------|---------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付要綱 | 農業経営課基盤強化促進対策事業費 | 6,860 | 農業経営課 | 集落家農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援する。 | 助成事業 ・ビジョン策定経費を補助 ・ビジョン実現に向けた取組経費を補助 ・雇用費、法人化経費、共同利用機械導入費、高収益作物試験栽培や加工試作、販路拡大経費等の費用を補助 | 市町 | 集落営農組織 | 10/10以内 | | ○ | |
| 佐賀県地域計画策定推進緊急対策事業費交付要綱 | 地域計画策定推進緊急対策事業費 | 20,370 | 農業経営課 | 地域の農業者等の話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた取組を支援する。 | 【市町】 ①地域の農業者等による協議の場の設置等に係る経費 ②地域計画の策定に係る経費 ③地域計画の周知及びフォローアップに係る経費 【市町農業委員会】 地域計画のうち目標地図の素案の作成に係る経費 | 市町、市町農業委員会 | | 10/10以内 | | ○ | |
| 佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱 | 園芸888企業・法人等参入推進事業費 | 7,500 | 農業経営課 | 市町や農業委員会が関係機関・団体や地区の農家等を連携し、企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地等向けとして集約した農地の事前確保等を行うため、農地中間管理機構を活用して農用地の出し手となる耕作者等に対して協力金を交付する。 | 企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地等向けとして集約した農地の事前確保等を行うため、農地中間管理機構を活用して農用地の出し手となる耕作者等に対する協力金を市町が補助する場合における当該補助に要する経費 | 市町 | 地域、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人 | 30,000円/10a | 1交付対象者あたり500千円 | | ○ |
| 佐賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱 | 有機農業等環境保全向上対策事業費 | 22,072 | 農業経営課 | 環境負荷の大幅な低減を推進し、環境保全型農業の取組拡大を図る。 | 地球温暖化防止等に効果が高い営農活動に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するのに要する経費 | 市町 | 農業者団体等 | 3/4以内 | | ○ | |
| 佐賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱 | 有機農業等環境保全向上対策事業費 | 905 | 農業経営課 | 環境負荷の大幅な低減を推進し、環境保全型農業の取組拡大を図る。 | 確認事務、その他推進事業の実施に必要な経費 | 市町 | | 定額 | | ○ | |
| 佐賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 | 米・麦・大豆競争力強化対策推進費 | 112,380 | 園芸農産課 | 市町及び農業再生協議会が経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に要する経費を補助し、これら事業の円滑な推進を図る。 | 農業再生協議会が経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に要する、謝金、旅費、事務等経費等 | 市町、県農業再生協議会 | 市町、県農業再生協議会、地域農業再生協議会 | 10/10以内 | | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--------------------------|------------------|----------------|---------------|--|---|-------------|------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| うれしの茶需要拡大対策事業費補助金交付要綱 | うれしの茶需要拡大対策事業費 | 1,000 | 園芸農産課 | 県内外の消費者を対象にした試飲会や小中学校への「お茶の淹れ方教室」の実施等を支援し、「うれしの茶」の認知度向上や愛飲家の確保を通じた「うれしの茶」のブランド確立を図る。 | 県内外でのうれしの茶の試飲会、お茶の淹れ方教室等に要する経費 | 嬉野市 | 佐賀県農業協同組合 | 1/2以内 | 1,000千円 | | ○ |
| 佐賀県畑地化促進事業補助金交付要綱 | 米・麦・大豆競争力強化対策推進費 | 30,626 | 園芸農産課 | 水田を畑地化して畑作物の産地づくりに取り組む地域に対して、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等に要する経費を支援することにより、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進する | 1)畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する、謝金、旅費、事務等経費等 2)土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用 | 市町、県農業再生協議会 | 1)市町、県農業再生協議会、地域農業再生協議会 2)土地改良区 | 10/10以内 | 1)300万円/協議会を上限 2)25万円/10aを上限 | ○ | |
| 佐賀県死亡獣畜処理対策事業費補助金交付要綱 | 死亡獣畜処理対策費補助 | 10,945 | 畜産課 | 県内に死亡獣畜取扱場がないため、畜産農家等が県外の死亡獣畜取扱場まで死亡獣畜を搬送するための経費に対する補助を行う。 | 死亡獣畜の搬送に対する経費 | 市町 | 畜産農家等 | 1/3以内 | 5千円/件 | | ○ |
| 佐賀県多面的機能支払補助金交付要綱 | 多面的機能支払費 | 2,427,423 | 農山村課 | 農業者等が行う農地・農業施設の維持保全や農村環境の保全などの地域活動を支援し、多面的機能の発揮を促進する。 | 地域活動を支援するために必要な経費 | 市町 | 活動組織・広域活動組織 | 3/4以内 | | ○ | |
| 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱 | さが農村のよさ発掘・醸成事業費 | 8,000 | 農山村課 | 棚田の持つ多面的機能の継続的な発揮のため、棚田保全活動を行う地域住民組織等へ活動費を助成する。 | 棚田保全活動に要する経費 | 市町 | 地域住民組織 | 2/3 | 800千円 | | ○ |
| 佐賀県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱 | 中山間地域等直接支払費 | 852,944 | 農山村課 | 中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援する。 | 市町が集落などに対し、中山間地域等直接支払交付金を交付するのに要する経費(本体交付金)および市町の事務推進費(推進交付金) | 市町 | 集落協定(本体交付金 10/10) | 補助率 3/4等 | なし | ○ | |
| みんなの中山間チャレンジ応援事業費補助金交付要綱 | みんなの中山間チャレンジ事業費 | 738 | 農山村課 | 市町がチャレンジ中山間に対して支援を行うために必要となる経費や、市町が主体的に行う中山間地域振興の取組を支援し、チャレンジ中山間の創出や取組の発展を図る。 | 市町がチャレンジ中山間に対して支援を行うために必要となる、使用料、謝金、旅費、役務費、賞金・社会保険料、消耗品費等 | 市町 | | 1/2 | 500千円 | ○ | |
| 佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱 | 農村地域防災減災対策事業費 | 174,000 | 農地整備課 農山村課 | 農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。 | 農地防災対策のための用排水施設等の事業に必要な実施計画策定等に必要経費 | 市町 | | 5/10等 | | ○ | |
| 佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱 | 農地防災事業交付金事業費 | 158,100 | 農地整備課 農山村課 | 農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。 | 防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成に必要な経費 | 市町 | | 定額 | | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|-----------------------------|--------------------|----------------|---------------|---|--|----------|------------|---------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 | 基幹水利施設管理事業費 | 357,136 | 農地整備課 農山村課 | 国営事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設のうち市町村が管理するものについて、その管理費用を助成する。 | 基幹水利施設の整備費、電気料等、適正な管理に必要な経費 | 市町 | | 6/10等 | | ○ | |
| 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 | 水利施設管理強化事業費 | 64,981 | 農地整備課 農山村課 | 農業水利施設の公的な役割に応じた管理費への支援を恒久的に行い、施設の有する多面的機能を適正に発揮させる。 | 土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理に必要な経費 | 市町 | 土地改良区 | 7/10 | | ○ | |
| 佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業助成金交付要綱 | 土地改良事業負担金総合償還対策事業費 | 60 | 農地整備課 | 経営規模が大きいなどの中心的担い手農家に対し、土地改良事業の年償還額を軽減する。 | 平成5年までに採択された土地改良事業の地元負担金の償還に必要な経費 | 市町 | 担い手農家、認定農家 | 1/2 | | | ○ |
| 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 | 基幹水利施設管理事業費 | 357,136 | 農地整備課 | 国営事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設のうち市町村が管理するものについて、その管理費用を助成する。 | 基幹水利施設の整備費、電気料等、適正な管理に必要な経費 | 市町 | | 6/10等 | | ○ | |
| 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 | 水利施設管理強化事業費 | 64,981 | 農地整備課 | 農業水利施設の公的な役割に応じた管理費への支援を恒久的に行い、施設の有する多面的機能を適正に発揮させる。 | 土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理に必要な経費 | 市町 | 土地改良区 | 7/10 | | ○ | |
| 佐賀県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱 | 農地調整管理費 | 41 | 農地整備課 | 自作農創設のため国が買収した農地等を維持管理し、また売払等を行う。 | 農地法に基づき売渡等が行われた農地等の対価徴収事務、及び国有農地・開拓財産等の維持管理事務に必要な経費 | 市町 | | 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 | 農地等再編加速化事業費 | 10,000 | 農地整備課 | 農業従事者の減少や高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大に伴い、地域で考える再編計画の実現に向けた取組を更に加速させ、将来の農業経営や施設管理の安定化を図る。 | 地域の土地利用構想の策定に係る経費、農用地を保全するための実証に関する取組に係る経費、粗放的利用な農地利用に係る経費 | 市町 | | 10/10 | | ○ | |
| 佐賀県地域林政アドバイザー等設置支援事業補助金交付要綱 | 地域林政アドバイザー設置事業費 | 5,000 | 林業課 | 市町・地域による地域林政アドバイザー等の雇用等を支援することで、各市町・地域の主体性を尊重した実行体制が確立を促進し、森林整備の加速、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。 | 各市町・地域において、森林・林業に関する専門知識・経験を有する者を雇用・委託する際の経費 | 市町、地域協議会 | | 1/2以内 | | | ○ |
| 佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱 | ふるさと木材利用拡大推進事業費 | 3,000 | 林業課 | 県内で生産された木材を住宅、家具、木製品等へ更なる利用を促進していくため、身の回りのものを木に変える、暮らしに取り入れるのウッドチェンジを広く県民に普及啓発するためのイベントである「木育キャラバン」を開催し、県産木材の利用拡大を図る。 | 市町が木育推進を図るためのイベントである「木育キャラバン」を開催する際の経費 | 市町 | | 1/2以内 | 1,500千円 | ○ | |
| 佐賀県ふるさとの森林づくり事業補助金交付要綱 | さがの森林再生事業費 | 20,438 | 森林整備課 | 重要な森林のうち荒廃した森林等について、市町による公有化及び公的管理を進め、適切な森林管理を図ることに、森林の公益的機能の維持増進を図る。 | 市町が公益上の観点から、公的な管理を行う必要がある森林の取得又は公的管理に必要な経費 | 市町 | | 10/10等 | | | ○ |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|------------------------------------|----------------------|----------------|-------|---|---|--------|---------|---------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 佐賀県緑の景観づくり事業費補助金交付要綱 | 緑の景観づくり事業費 | 9,020 | 森林整備課 | うるおいと安らぎのあるあ緑化(樹木)の空間を創出するとともに、景観に配慮した緑のおもてなしを進めることにより、緑化の推進を図る。 | 樹木の植栽や植替え、樹種転換、樹木の維持管理等に必要経費 | 市町、その他 | | 1/2等 | | | ○ |
| 佐賀県環境・生態系保全対策事業補助金交付要綱 | 環境・生態系保全活動支援事業費 | 569 | 水産課 | 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を支援し、環境生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保を図る。 | 環境・生態系保全活動支援事業に必要な経費 | 市町 | | 定額 (569千円) | | ○ | |
| 佐賀県土地利用規制等対策費交付金交付要綱 | 土地利用対策調整費 | 1,580 | 土地利用課 | 国土利用計画法の適切な運用を図る。 | 土地取引の届出に係る事務に要する経費 | 市町 | | 定額 | | | ○ |
| 佐賀県地籍調査費負担金等交付要綱 | 地籍調査事業費 | 51,750 | 土地利用課 | 土地の高度利用に資すると共に地籍の明確化を図る。 | 地籍調査事業に要する経費 | 市町 | | 3/4 | | ○ | |
| 佐賀県有田工業高校県外募集生徒支援事業費補助金交付要綱 | SAGAハイスクールプロモーション事業費 | 1,296 | 教育振興課 | 有田町が主体となり、町内に居住する県外から進学する生徒に対し、住居費や食費等の生活費について経済面での支援を行うことで全国からの募集を促進する。 | 住居費、食費等 | 有田町 | | 10/10 | 月額9千円/1人 | | ○ |
| 佐賀県帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業補助金交付要綱(仮称) | 帰国・外国人児童生徒教育の推進支援事業費 | 3,000 | 教育振興課 | 県内の帰国・外国人児童生徒等が目標をもち安心して学校生活が営めるよう、日本語指導の工夫改善と学校生活適応のための支援体制の構築を図る。 | 諸謝金、報酬、人件費、職員手当等、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金 | 市町 | | 2/3以内 | 1,000千円 | ○ | |
| 佐賀県教員業務支援員配置事業費補助金交付要綱 | 教員業務支援員配置事業費補助 | 32,630 | 教職員課 | 感染症対応と学校教育活動を両立させていく上で、教員が本来の職務に集中できるような環境を整備するため、教員業務支援員の配置を行う市町に対して支援を行う。 | 教員業務支援員配置に要する経費のうち、報酬(社会保険料(本人負担分に限る)を含む)、期末手当・勤勉手当(会計年度任用職員に支給するものに限る)、委託費 | 市町 | | 3/5以内 | | ○ | |
| 放課後等補充学習支援事業費補助金交付要綱 | 放課後等補充学習支援事業費 | 13,230 | 学校教育課 | 普通の授業による指導だけでは、学習内容の定着が十分に図れていない生徒の基礎学力の定着、学習への意欲づけ、学習習慣の確立を図るため、放課後等において、外部人材を活用した補充学習を実施する。 | 事業実施に必要な報酬、報償費、交通費・旅費 | 市町 | | 3/5以内 | 140千円/1校以内 | ○ | |
| 佐賀県スクールカウンセラー配置事業補助金交付要綱 | スクールカウンセラー等配置事業費 | 20,928 | 学校教育課 | 小学校における教育相談事業の充実を図るため、佐賀県スクールカウンセラー配置事業を行う市町に対して、助成を行う。 | 報酬、交通費 | 市町 | | 1/3 | | ○ | |
| 佐賀県別室における学校生活支援事業費補助金交付要綱 | 不登校対策総合推進事業費 | 26,130 | 学校教育課 | 小・中学校に別室を設置し学校生活支援員を配置する市町に対する人件費の補助を行う。 | 学校生活支援員配置に要する経費(報酬、期末手当、通勤費、社会保険料) | 市町 | | 1/2 | 1校につき1,035千円を上限 | ○ | |

運営費、人件費等(いわゆるソフト事業)用補助金(市町向け)

| 県の補助金交付要綱名 | 細事項名 | 予算額 (単位:千円) | 担当課 | 補助目的 | 補助対象経費 | 補助金交付先 | | 県から補助事業者への補助率 | 県から補助事業者への補助限度額 | 財源 | |
|--|----------------------|----------------|-------|--|--|--------|---------|---------------|---|-----------|-----|
| | | | | | | 補助事業者 | 最終補助事業者 | | | 国庫等 含む | 県単独 |
| 市町人権教育総合推進事業費補助金交付要綱 | 人権教育促進事業費 | 240 | 学校教育課 | 市町が住民を対象に実施する人権教育に要する経費に対する補助を行う。 | 事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費 | 市町 | | 1/2 | 1市町当たり60千円以内 | | ○ |
| 佐賀県人権・同和教育振興費(市町村社会人権・同和教育活動事業、市町村人権・同和教育集会所運営事業)補助金交付要綱 | 人権・同和教育活動費補助 | 27,829 | 学校教育課 | 市町が人権・同和教育の早期解決を図るための活動への補助と、人権・同和教育集会所の円滑な運営を図るための運営費の補助を行う。 | 社会人権・同和教育活動事業に必要な報酬、旅費、需用費等・人権・同和教育集会所活動事業に必要な需用費、役務費、委託料等 | 市町 | | 1/2 | 指導員報酬1人1,500千円、指導員旅費1人300千円等各活動内容で限度額を設定 | | ○ |
| 佐賀県原子力・エネルギー教育支援事業補助金交付要綱 | 原子力・エネルギーに関する教育支援事業費 | 416 | 学校教育課 | 市町が小・中学校で行う原子力やエネルギーに関する学習や教職員の研修に要する経費に対する補助を行う。 | 施設見学会費、副教材の作成・購入費、指導方法の工夫改善のための検討費、教員の研修費、講演会・研修会への講師派遣費 | 市町 | | 全額 | 小中学校1学校100千円以内、ただし、施設見学会については、1学級あたり100千円以内 | ○ | |
| 佐賀県不登校対応コーディネーター配置事業費補助金交付要綱 | 不登校対策総合推進事業費 | 1,728 | 学校教育課 | 市町教育委員会又は市町教育支援センターに不登校対応コーディネーターを配置する市町に対する経費の補助を行う。 | 不登校対応コーディネーターを雇用し、配置する経費(報酬のみ) | 市町 | | 1/2 | 1市町につき432千円を上限 | ○ | |
| 部活動指導員活用事業費補助金交付要綱 | 部活動指導員活用事業費 | 21,715 | 保健体育課 | 部活動顧問教員等の多忙解消と生徒のニーズに応じた質の高い指導機会の確保に向けた3年間の研究成果を基に、部活動指導員の効率的な活用による働き方改革の推進と、SSP構想が掲げる「スポーツ文化の裾野の拡大」及び、SAGA部活の充実を図る。 | 市町が主体となり、県内市町立中学校が部活動指導員活用事業を実施するために要する報酬及び交通費 | 市町 | | 2/3 | 1人当たりの補助金額は報酬は224千円、交通費は24千円を上限とする。 | ○ | |